

事後審査型一般競争入札（電子入札）の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成20年告示第68号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成17年規則第39号）第105条及び佐久市電子入札実施要綱（平成28年告示第20号）第4条の規定により公告する。

令和8年4月15日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象工事

工 事 名 (発 注 課)	令和8年度 市道31-1号線ほか1路線 舗装復旧受託工事 (建設部 土木課)
工 事 場 所	佐久市 瀬戸中地区
工 事 概 要	舗装復旧受託工事 舗装工 L=520m W=3.30~7.00m A=3,570㎡
工 期	契約日から令和8年9月30日まで
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。 ・一抜け方式を適用する（本工事を第3順位とする。）。 ≪対象工事≫ ①令和8年度 市道32-132号線ほか1路線 舗装復旧受託工事 （佐久市 瀬戸東地区） ②令和8年度 市道32-137号線 舗装復旧受託工事 （佐久市 瀬戸南・北耕地地区） ③令和8年度 市道31-1号線ほか1路線 舗装復旧受託工事 （佐久市 瀬戸中地区）

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

(1) 有資格者名簿に登録されている業種ごとの等級格付	・舗装工事の登録があり、その等級格付がA級の者であること。
(2) 有資格者名簿に登録されている建設業許可区分	・舗装工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
(3) 配置技術者の資格等	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業法(昭和24年法律第100号)第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・配置技術者は、原則として入札参加申請日以前3か月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
(4) 本店等の所在地	・本店が佐久市内にあること。
(5) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業法第27条の23に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。 ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条第3項及び第4項の規定に該当する者でないこと。

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設計図書等の閲覧	令和8年4月15日(水)から 入札日 まで	・入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課 (本庁4階)
入札参加申請受付	令和8年4月15日(水)から 令和8年4月20日(月)まで (最終日は電子入札システムが稼働している時間まで)	・電子入札システムにより提出のこと。 ・添付書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書(様式第1号)」とする。
設計図書等 の入札	令和8年4月15日(水)から 入札日 まで	・入札情報システムよりダウンロードすること。
設計図書等に関する 質問受付	令和8年4月16日(木)から 令和8年4月21日(火)まで (最終日は午後5時15分まで)	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること(質問内容がわかるように具体的に記載すること)。 ・発注課(建設部 土木課)へ持参又は電子入札システムにより提出すること。
質問回答の期日・方法	令和8年4月27日(月)以降	・発注課より入札情報システムにて回答する。
入札書等の提出期限	令和8年5月1日(金) 午前8時30分から 令和8年5月12日(火) 午後5時まで	・電子入札システムにより提出すること。
再度入札における入 札書の提出期限	令和8年5月14日(木) 午後3時まで	・電子入札システムにより提出すること。
入札開札日時・場所	令和8年5月14日(木) 午前8時30分から	・佐久市役所 7階702会議室
落札者の決定等		<ul style="list-style-type: none"> ・失格基準価格を下回った者(以下「失格者」という。)は、落札者とならない。 ・失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。 ・予定価格の制限の範囲内で、失格基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日(閉庁日の場合はその翌日)に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日(閉庁日の場合はその翌日)以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡する。
入札参加資格確認 申請書提出について (落札候補者)		<ul style="list-style-type: none"> ・提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」 「配置技術者決定届(様式第3号)」 「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧」(様式第6号)及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書(写し)」*契約金額(税込)が、4,500万円(建築一式は9,000万円)以上の場合のみ。 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評価値通知書の写し」 「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の経歴書」 「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の雇用関係を証する書類」及び市が指定したものとする。 ・落札候補者として決定された日の翌日(閉庁日の場合はその翌日)までに持参又はメールにより提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 ・入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所:佐久市企画部契約課(本庁4階)

入札結果の公表	・入札情報システム、佐久市企画部契約課（本庁4階）において閲覧にて公表する。
---------	--

4 入札事項等

入札事項	<ul style="list-style-type: none"> ・入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。 ・やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第8条の規定による所定の手続を行うこと。 ・落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力すること。 ・詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。
低入札価格調査制度	・適用なし
失格基準価格	・適用あり 佐久市建設工事等の入札における失格基準価格制度実施要綱（平成24年告示第107号）による。
入札保証金	・免除 （ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。）
契約保証金	・契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
前払金	・佐久市工事の前金払に関する取扱規程（平成17年訓令第56号）の規定による。
中間前払金	・佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程（平成20年訓令第14号）の規定による。
部分払金	・佐久市財務規則第138条の規定による。
債務負担行為	・適用なし
入札の無効	・佐久市電子入札実施要綱第11条、佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程（平成17年訓令第54号）別記入札心得第8条の規定による。

5 入札金額の内訳書について（法改正〈R7.12.12付け〉に伴う内訳書記載内容の変更）

令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

なお、必要な内容の記載がない場合は、佐久市建設工事事務処理規程の入札心得第8条9項の取扱いとし「入札の無効（失格）」となりますので、ご注意ください。

6 その他の事項

・佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。

・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

・本工事の入札は一抜け方式を適用し、対象工事、入札順序及び落札決定順位は、下記一覧表のとおりとし、取扱いは次のとおりとします。

- (1) 先順位の工事で落札候補者となった場合、入札した次順位以降の対象工事の入札書は、無効とします。
- (2) 一抜け方式の対象工事のうち、先順位の入札において落札（候補）者がいない場合、又は中止となった場合であっても、次順位以降の入札は執行します。
- (3) 一抜け方式の対象工事のうち、一部の入札において設計価格に修正を要する不備が判明し、入札を中止又は取り止めた場合であっても、その他の入札については、そのまま事務を進めます。
- (4) 一抜け方式による当初入札において、落札（候補）者がなく、又は中止等となったことにより再度入札を行う場合は、当初入札における一抜け方式対象工事を対象とした一抜け方式を採用します。この場合は、当初の一

抜け方式対象工事の落札者は、再度入札に参加できません。

一抜け方式対象工事一覧表

入札順序及び 落札決定順位	工事名	工事場所
第1順位	令和8年度 市道32-132号線ほか1路線 舗装復旧受託工事	佐久市 瀬戸東地区
第2順位	令和8年度 市道32-137号線 舗装復旧受託工事	佐久市 瀬戸南・北耕地地区
第3順位	令和8年度 市道31-1号線ほか1路線 舗装復旧受託工事	佐久市 瀬戸中地区

6 担当部課（問合せ先）

公 告 の 内 容	佐久市企画部契約課 （佐久市中込 3056）	TEL. 0267-62-3084（直通）
工 事 の 内 容	佐久市建設部土木課 （佐久市中込 3056 南棟）	TEL. 0267-62-3302（直通）

事後審査型一般競争入札（電子入札）の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成20年告示第68号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成17年規則第39号）第105条及び佐久市電子入札実施要綱（平成28年告示第20号）第4条の規定により公告する。

令和8年4月15日

佐久市長 柳田清二

1 入札対象工事

工 事 名 (発 注 課)	令和8年度 市道32-137号線 舗装復旧受託工事 (建設部 土木課)
工 事 場 所	佐久市 瀬戸南・北耕地地区
工 事 概 要	舗装復旧受託工事 舗装工 L=971.2m W=3.15~6.60m A=4,820㎡
工 期	契約日から令和8年9月30日まで
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。 ・一抜け方式を適用する（本工事を第2順位とする。）。 《対象工事》 ①令和8年度 市道32-132号線ほか1路線 舗装復旧受託工事 (佐久市 瀬戸東地区) ②令和8年度 市道32-137号線 舗装復旧受託工事 (佐久市 瀬戸南・北耕地地区) ③令和8年度 市道31-1号線ほか1路線 舗装復旧受託工事 (佐久市 瀬戸中地区)

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

(1) 有資格者名簿に登録されている業種ごとの等級格付	・舗装工事の登録があり、その等級格付がA級の者であること。
(2) 有資格者名簿に登録されている建設業許可区分	・舗装工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
(3) 配置技術者の資格等	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業法(昭和24年法律第100号)第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・配置技術者は、原則として入札参加申請日以前3か月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
(4) 本店等の所在地	・本店が佐久市内にあること。
(5) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業法第27条の23に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。 ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条第3項及び第4項の規定に該当する者でないこと。

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設計図書等の閲覧	令和8年4月15日(水)から 入札日まで	・入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課 (本庁4階)
入札参加申請受付	令和8年4月15日(水)から 令和8年4月20日(月)まで (最終日は電子入札システムが稼働している時間まで)	・電子入札システムにより提出のこと。 ・添付書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書(様式第1号)」とする。
設計図書等の入札	令和8年4月15日(水)から 入札日まで	・入札情報システムよりダウンロードすること。
設計図書等に関する質問受付	令和8年4月16日(木)から 令和8年4月21日(火)まで (最終日は午後5時15分まで)	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること(質問内容がわかるように具体的に記載すること)。 ・発注課(建設部 土木課)へ持参又は電子入札システムにより提出すること。
質問回答の期日・方法	令和8年4月27日(月)以降	・発注課より入札情報システムにて回答する。
入札書等の提出期限	令和8年5月1日(金) 午前8時30分から 令和8年5月12日(火) 午後5時まで	・電子入札システムにより提出すること。
再度入札における入札書の提出期限	令和8年5月14日(木) 午後3時まで	・電子入札システムにより提出すること。
入札開札日時・場所	令和8年5月14日(木) 午前8時30分から	・佐久市役所 7階702会議室
落札者の決定等		<ul style="list-style-type: none"> ・失格基準価格を下回った者(以下「失格者」という。)は、落札者とならない。 ・失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。 ・予定価格の制限の範囲内で、失格基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日(閉庁日の場合はその翌日)に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日(閉庁日の場合はその翌日)以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡する。
入札参加資格確認申請書提出について(落札候補者)		<ul style="list-style-type: none"> ・提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」 「配置技術者決定届(様式第3号)」 「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧」(様式第6号)及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書(写し)」*契約金額(税込)が、4,500万円(建築一式は9,000万円)以上の場合のみ。 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評価値通知書の写し」 「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の経歴書」 「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の雇用関係を証する書類」及び市が指定したものとする。 ・落札候補者として決定された日の翌日(閉庁日の場合はその翌日)までに持参又はメールにより提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 ・入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所:佐久市企画部契約課(本庁4階)

入札結果の公表	・入札情報システム、佐久市企画部契約課（本庁4階）において閲覧にて公表する。
---------	--

4 入札事項等

入札事項	<ul style="list-style-type: none"> ・入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。 ・やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第8条の規定による所定の手続を行うこと。 ・落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力すること。 ・詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。
低入札価格調査制度	・適用なし
失格基準価格	・適用あり 佐久市建設工事等の入札における失格基準価格制度実施要綱（平成24年告示第107号）による。
入札保証金	・免除 （ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。）
契約保証金	・契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
前払金	・佐久市工事の前金払に関する取扱規程（平成17年訓令第56号）の規定による。
中間前払金	・佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程（平成20年訓令第14号）の規定による。
部分払金	・佐久市財務規則第138条の規定による。
債務負担行為	・適用なし
入札の無効	・佐久市電子入札実施要綱第11条、佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程（平成17年訓令第54号）別記入札心得第8条の規定による。

5 入札金額の内訳書について（法改正〈R7.12.12付け〉に伴う内訳書記載内容の変更）

令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

なお、必要な内容の記載がない場合は、佐久市建設工事事務処理規程の入札心得第8条9項の取扱いとし「入札の無効（失格）」となりますので、ご注意ください。

6 その他の事項

・佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。

・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

・本工事の入札は一抜け方式を適用し、対象工事、入札順序及び落札決定順位は、下記一覧表のとおりとし、取扱いは次のとおりとします。

- (1) 先順位の工事で落札候補者となった場合、入札した次順位以降の対象工事の入札書は、無効とします。
- (2) 一抜け方式の対象工事のうち、先順位の入札において落札（候補）者がいない場合、又は中止となった場合であっても、次順位以降の入札は執行します。
- (3) 一抜け方式の対象工事のうち、一部の入札において設計価格に修正を要する不備が判明し、入札を中止又は取り止めた場合であっても、その他の入札については、そのまま事務を進めます。
- (4) 一抜け方式による当初入札において、落札（候補）者がなく、又は中止等となったことにより再度入札を行う場合は、当初入札における一抜け方式対象工事を対象とした一抜け方式を採用します。この場合は、当初の一

抜け方式対象工事の落札者は、再度入札に参加できません。

一抜け方式対象工事一覧表

入札順序及び落札決定順位	工事名	工事場所
第1順位	令和8年度 市道32-132号線ほか1路線 舗装復旧受託工事	佐久市 瀬戸東地区
第2順位	令和8年度 市道32-137号線 舗装復旧受託工事	佐久市 瀬戸南・北耕地地区
第3順位	令和8年度 市道31-1号線ほか1路線 舗装復旧受託工事	佐久市 瀬戸中地区

6 担当部課（問合せ先）

公 告 の 内 容	佐久市企画部契約課 （佐久市中込 3056）	TEL. 0267-62-3084（直通）
工 事 の 内 容	佐久市建設部土木課 （佐久市中込 3056 南棟）	TEL. 0267-62-3302（直通）

事後審査型一般競争入札（電子入札）の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成20年告示第68号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成17年規則第39号）第105条及び佐久市電子入札実施要綱（平成28年告示第20号）第4条の規定により公告する。

令和8年4月15日

佐久市長 柳田清二

1 入札対象工事

工 事 名 (発 注 課)	令和8年度 市道32-132号線ほか1路線 舗装復旧受託工事 (建設部 土木課)
工 事 場 所	佐久市 瀬戸東地区
工 事 概 要	舗装復旧受託工事 舗装工 L=1,194.2m W=3.30~9.40m A=7,200m ²
工 期	契約日から令和8年9月30日まで
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。 ・一抜け方式を適用する（本工事を第1順位とする。）。 <<対象工事>> ①令和8年度 市道32-132号線ほか1路線 舗装復旧受託工事 （佐久市 瀬戸東地区） ②令和8年度 市道32-137号線 舗装復旧受託工事 （佐久市 瀬戸南・北耕地地区） ③令和8年度 市道31-1号線ほか1路線 舗装復旧受託工事 （佐久市 瀬戸中地区）

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

(1) 有資格者名簿に登録されている業種ごとの等級格付	・舗装工事の登録があり、その等級格付がA級の者であること。
(2) 有資格者名簿に登録されている建設業許可区分	・舗装工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
(3) 配置技術者の資格等	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業法(昭和24年法律第100号)第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・配置技術者は、原則として入札参加申請日以前3か月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
(4) 本店等の所在地	・本店が佐久市内にあること。
(5) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業法第27条の23に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。 ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条第3項及び第4項の規定に該当する者でないこと。

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設計図書等の閲覧	令和8年4月15日(水)から 入札日 まで	・入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課 (本庁4階)
入札参加申請受付	令和8年4月15日(水)から 令和8年4月20日(月)まで (最終日は電子入札システムが稼働している時間まで)	・電子入札システムにより提出のこと。 ・添付書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書(様式第1号)」とする。
設計図書等の入札	令和8年4月15日(水)から 入札日 まで	・入札情報システムよりダウンロードすること。
設計図書等に関する質問受付	令和8年4月16日(木)から 令和8年4月21日(火)まで (最終日は午後5時15分まで)	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること(質問内容がわかるように具体的に記載すること)。 ・発注課(建設部 土木課)へ持参又は電子入札システムにより提出すること。
質問回答の期日・方法	令和8年4月27日(月)以降	・発注課より入札情報システムにて回答する。
入札書等の提出期限	令和8年5月1日(金) 午前8時30分から 令和8年5月12日(火) 午後5時まで	・電子入札システムにより提出すること。
再度入札における入札書の提出期限	令和8年5月14日(木) 午後3時まで	・電子入札システムにより提出すること。
入札開札日時・場所	令和8年5月14日(木) 午前8時30分から	・佐久市役所 7階702会議室
落札者の決定等		<ul style="list-style-type: none"> ・失格基準価格を下回った者(以下「失格者」という。)は、落札者とならない。 ・失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。 ・予定価格の制限の範囲内で、失格基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日(閉庁日の場合はその翌日)に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日(閉庁日の場合はその翌日)以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡する。
入札参加資格確認申請書提出について(落札候補者)		<ul style="list-style-type: none"> ・提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」 「配置技術者決定届(様式第3号)」 「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧」(様式第6号)及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書(写し)」*契約金額(税込)が、4,500万円(建築一式は9,000万円)以上の場合のみ。 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評価値通知書の写し」 「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の経歴書」 「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の雇用関係を証する書類」及び市が指定したものとする。 ・落札候補者として決定された日の翌日(閉庁日の場合はその翌日)までに持参又はメールにより提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 ・入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所:佐久市企画部契約課(本庁4階)

入札結果の公表	・入札情報システム、佐久市企画部契約課（本庁4階）において閲覧にて公表する。
---------	--

4 入札事項等

入札事項	<ul style="list-style-type: none"> ・入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。 ・やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第8条の規定による所定の手続を行うこと。 ・落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力すること。 ・詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。
低入札価格調査制度	・適用なし
失格基準価格	・適用あり 佐久市建設工事等の入札における失格基準価格制度実施要綱（平成24年告示第107号）による。
入札保証金	・免除 （ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。）
契約保証金	・契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
前払金	・佐久市工事の前金払に関する取扱規程（平成17年訓令第56号）の規定による。
中間前払金	・佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程（平成20年訓令第14号）の規定による。
部分払金	・佐久市財務規則第138条の規定による。
債務負担行為	・適用なし
入札の無効	・佐久市電子入札実施要綱第11条、佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程（平成17年訓令第54号）別記入札心得第8条の規定による。

5 入札金額の内訳書について（法改正〈R7.12.12付け〉に伴う内訳書記載内容の変更）

令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

なお、必要な内容の記載がない場合は、佐久市建設工事事務処理規程の入札心得第8条9項の取扱いとし「入札の無効（失格）」となりますので、ご注意ください。

6 その他の事項

・佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。

・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

・本工事の入札は一抜け方式を適用し、対象工事、入札順序及び落札決定順位は、下記一覧表のとおりとし、取扱いは次のとおりとします。

- (1) 先順位の工事で落札候補者となった場合、入札した次順位以降の対象工事の入札書は、無効とします。
- (2) 一抜け方式の対象工事のうち、先順位の入札において落札（候補）者がいない場合、又は中止となった場合であっても、次順位以降の入札は執行します。
- (3) 一抜け方式の対象工事のうち、一部の入札において設計価格に修正を要する不備が判明し、入札を中止又は取り止めた場合であっても、その他の入札については、そのまま事務を進めます。
- (4) 一抜け方式による当初入札において、落札（候補）者がなく、又は中止等となったことにより再度入札を行う場合は、当初入札における一抜け方式対象工事を対象とした一抜け方式を採用します。この場合は、当初の一

抜け方式対象工事の落札者は、再度入札に参加できません。

一抜け方式対象工事一覧表

入札順序及び落札決定順位	工事名	工事場所
第1順位	令和8年度 市道32-132号線ほか1路線 舗装復旧受託工事	佐久市 瀬戸東地区
第2順位	令和8年度 市道32-137号線 舗装復旧受託工事	佐久市 瀬戸南・北耕地地区
第3順位	令和8年度 市道31-1号線ほか1路線 舗装復旧受託工事	佐久市 瀬戸中地区

6 担当部課（問合せ先）

公 告 の 内 容	佐久市企画部契約課 （佐久市中込 3056）	TEL. 0267-62-3084（直通）
工 事 の 内 容	佐久市建設部土木課 （佐久市中込 3056 南棟）	TEL. 0267-62-3302（直通）

事後審査型一般競争入札（電子入札）の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成20年告示第68号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成17年規則第39号）第105条及び佐久市電子入札実施要綱（平成28年告示第20号）第4条の規定により公告する。

令和8年4月15日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象工事

工 事 名 (発 注 課)	令和8年度 佐久市布施温泉高圧受変電設備改修工事 (経済部 観光課)
工 事 場 所	佐久市布施1228
工 事 概 要	高圧受変電設備改修工事 一式 高圧受電盤、動力変圧器盤、低圧動力盤、電灯変圧器盤、低圧電灯盤更新 ほか
工 期	契約日から令和9年3月5日まで
備 考	佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

(1) 有資格者名簿に登録されている業種ごとの等級格付	・電気工事の登録があり、その等級格付がA・B級の者であること。
(2) 有資格者名簿に登録されている建設業許可区分	・電気工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
(3) 配置技術者の資格等	・建設業法(昭和24年法律第100号)第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・配置技術者は、原則として入札参加申請日以前3か月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
(4) 本店等の所在地	・入札参加資格要件(1)において、等級格付がA級の者は、本店が佐久市内にあること。また、B級の者は、本店が佐久市内にあり、かつ有資格者名簿の地区情報において市北部地区(浅間・東・浅科・望月)として登録されていること。
(5) その他	・建設業法第27条の23に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。 ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条第3項及び第4項の規定に該当する者でないこと。

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設計図書等の閲覧	令和8年4月15日(水)から 入札日まで	・入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課 (本庁4階)
入札参加申請受付	令和8年4月15日(水)から 令和8年4月20日(月)まで (最終日は電子入札システムが稼働している時間まで)	・電子入札システムにより提出のこと。 ・添付書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書 (様式第1号)」とする。
設計図書等の 入札	令和8年4月15日(水)から 入札日まで	・入札情報システムよりダウンロードすること。
設計図書等に関する 質問受付	令和8年4月16日(木)から 令和8年4月21日(火)まで (午前8時30分から 午後5時15分まで)	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること(質問内容がわかるように具体的に記載すること)。 ・発注課(経済部 観光課)へ持参又は電子入札システムにより提出すること。
質問回答の期日・方法	令和8年4月22日(水)以降	・発注課より入札情報システムにて回答する。
入札書等の提出期限	令和8年4月23日(木) 午前8時30分から 令和8年4月27日(月) 午後5時まで	・電子入札システムにより提出すること。
再度入札における入 札書の提出期限	令和8年4月30日(木) 午後3時まで	・電子入札システムにより提出すること。
入札開札日時・場所	令和8年4月30日(木) 午前8時30分から	・佐久市役所 7階 702会議室
落札者の決定等		<ul style="list-style-type: none"> ・最低制限価格を下回った者(以下「失格者」という。)は、落札者とならない。 ・失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。 ・予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日(閉庁日の場合はその翌日)に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日(閉庁日の場合はその翌日)以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡する。
入札参加資格確認 申請書提出について (落札候補者)		<ul style="list-style-type: none"> ・提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」 「配置技術者決定届(様式第3号)」 「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧(様式第6号)」及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書(写し)」*契約金額(税込)が、4,500万円(建築一式は9,000万円)以上の場合のみ。 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評価値通知書の写し」 「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の経歴書」 「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の雇用関係を証する書類」及び市が指定したものとする。 ・落札候補者として決定された日の翌日(閉庁日の場合はその翌日)までに持参又はメールにより提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 ・入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所:佐久市企画部契約課(本庁4階)

入札結果の公表	・入札情報システム、佐久市企画部契約課（本庁4階）において閲覧にて公表する。
---------	--

4 入札事項等

入札事項	<ul style="list-style-type: none"> ・入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。 ・やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第8条の規定による所定の手続を行うこと。 ・落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力すること。 ・詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。
低入札価格調査制度	・適用なし
最低制限価格	・適用あり 佐久市建設工事等の入札における最低制限価格制度実施要綱（平成21年告示第97号）による。
入札保証金	・免除 （ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。）
契約保証金	・契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
前払金	・佐久市工事の前金払に関する取扱規程（平成17年訓令第56号）の規定による。
中間前払金	・佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程（平成20年訓令第14号）の規定による。
部分払金	・佐久市財務規則第138条の規定による。
債務負担行為	・適用なし
入札の無効	・佐久市電子入札実施要綱第11条、佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程（平成17年訓令第54号）別記入札心得第8条の規定による。

5 入札金額の内訳書について（法改正〈R7.12.12付け〉に伴う内訳書記載内容の変更）

令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

なお、必要な内容の記載がない場合は、佐久市建設工事事務処理規程の入札心得第8条9項の取扱いとし「入札の無効（失格）」となりますので、ご注意ください。

6 その他の事項

- ・佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。
- ・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

6 担当部課（問合せ先）

公告の内容	佐久市企画部契約課	（佐久市中込 3056）	TEL. 0267-62-3084（直通）
工事の内容	佐久市経済部観光課	（佐久市中込 3056）	TEL. 0267-62-3285（直通）

佐久市公告第 6 1 号

令和 8 年度 佐久市特定健診受診率向上支援業務
企画提案について（公告）

標記の件について、参加希望者は別紙実施要領により企画提案書等を提出されたく公募します。

令和 8 年 4 月 1 5 日

佐久市長 柳田 清二

令和8年度 佐久市特定健診受診率向上支援業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

佐久市では、国民健康保険被保険者の健康の保持・増進及び医療費の適正化のため特定健康診査を実施している。本業務は、特定健康診査の受診率を向上させるために、データ分析を行い未受診者に向けた効率的・効果的な施策を立案することを目的とする。

そこで、本業務は公募型プロポーザル方式により、委託業者の選考を行い、業務委託の内容が最も優れている者に委託するものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

令和8年度 佐久市特定健診受診率向上支援業務

(2) 内容

別紙仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月24日まで

(4) 委託料

7,380,000円(消費税込)を上限とする。

※委託料には人件費、郵送料、機器リース料、印刷製本費、通信運搬費等本業務に係る全ての経費を含む。

3 参加資格要件

本実施要領の公告日において、次の全ての要件を満たしている者であること。

- (1) 佐久市物品購入等入札(見積)参加登録者名簿(以下「名簿」という。)に登録されている者であること。ただし、名簿に登録のない者が参加する場合は、申請書類(6(8)本市の名簿に登録されていない者の追加申請書類を参照)を提出し、審査委員会において、名簿に登録されている者と同様の資格を有すると認められた場合は、本業務に限り参加することができるものとする。
- (2) 佐久市物品購入等入札参加登録者に係る入札参加等停止措置要綱(平成24年佐久市告示第109号)による入札参加等の停止期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令167条の11第1項において準用する場合を含む。)又は佐久市財務規則(平成17年規則第39号)第103条第1項の規定により入札に参加できないとされた者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 佐久市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例6条第1項に規定する暴力団関係者で、佐久市物品購入等入札参加登録者に係る入札参加等停止措置要綱別表第3に掲げる措置要件に該当しない者。
- (6) 他の地方公共団体等の公的機関から令和2年度から令和6年度までに本業務類いの同等人口(9万人)規模以上の受診勧奨業務の受託実績があること。
- (7) LGWANへのアクセスが可能であり、データ収受が可能なこと。

- (8) 個人情報の取り扱いに関して、JIS規格に基づくプライバシーマークを取得している、または個人情報の取り扱いに関してISMS（ISO/IEC27001およびISO/IEC27017）の認証を受けていること。

4 選考日程

内容	期間等
公告	令和8年4月15日（水）
質問の受付（電子メール）	提出期限 令和8年4月20日（月） 17時15分【必着】
質問の回答（ホームページ）	令和8年4月24日（金）
参加表明・企画提案書の受付 （持参または郵送）	提出期限 令和8年5月11日（月） 17時15分【必着】
辞退の受付 （持参または郵送）	提出期限 令和8年5月11日（月） 17時15分【必着】
参加資格審査	実施日 令和8年5月12日（火） 結果通知日 令和8年5月15日（金）
プレゼンテーション （企画提案書による審査）	実施日 令和8年5月21日（木） 結果通知日 令和8年5月26日（火）

5 質問

- (1) 提出期限 令和8年4月20日（月）17時15分まで【必着】
 (2) 提出書類 質問書（様式1）
 (3) 提出方法 事務局へ電子メールで送信
 (ア) 送信時件名は、「プロポーザル質問（業者名）」とすること。
 (イ) 電子メールを送信した後に、事務局まで送信した旨の電話をすること。
 (ウ) 質問は、参加表明書、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限り受け付けるものとし、メールでの提出以外の方法での質問は受け付けない。
 (エ) 送信する電子メール及び添付書類について、コンピュータウイルス対策を実施すること。
 (4) 回答方法 令和8年4月24日（金）までに佐久市ホームページで回答する。

6 参加表明

- (1) 提出期限 令和8年5月11日（月）17時15分まで【必着】
 (2) 提出場所 長野県佐久市中込3056番地
佐久市役所 市民健康部 国保医療課
 (3) 提出方法 持参又は簡易書留（提出期間内必着）により提出すること。
 (4) 提出書類 次の書類を提出すること。

【参加表明関係】

No.	提出書類	部数	様式及び指定内容
1	参加表明書	1	様式2
2	誓約書	1	様式3

3	組織概要	1	様式4 (組織概要のパンフレット等があれば添付すること)
4	類似の受診業務の実績	1	様式5及び実績が確認できる書類 (契約書の写し等を添付すること。)
5	参加資格要件(8)の プライバシーマーク付与事業者であることを証明するもの、または ISMS(ISO/IEC27001およびISO/IEC27017)の認証を受けていることを証明できるもの	1	任意様式 証明できるものの添付

【企画提案書関係】

No.	提出書類	部数	様式及び指定内容
1	企画提案書(表紙)	2	様式6
2	企画提案書(本文)	2	企画提案書は任意様式とする。 ただし、下記(5)企画提案書の内容を盛り込むこと。
3	見積書	2	様式7
4	企画提案書の電子データ	1	紙媒体で提出した企画提案書と同一内容のものをCD等に保存して提出すること。 (正本と副本のそれぞれの内容を収めること)

(5) 企画提案書の内容

仕様書を熟読の上、下記の内容を盛り込むこと。

項目	内容
実施体制	(1) 事業者の概要(設立年、事業体制、組織規模) (2) 実施体制及び人員体制 (3) 危機管理及び個人情報保護体制
業務実績	(1) 様式5に基づき、特定健診受診勧奨事業におけるこれまでの実績について、人口規模・受診率等を示すこと
実施方法	(1) 対象者の抽出及び抽出方法 (2) 通知の仮デザインまたは過去の類似実績におけるデザイン案 (3) スケジュールの提示 (4) 市との役割分担及び業務支援体制 (5) 受診結果の効果検証 (6) 独自提案 (上記にあげた提案内容以外の内容で自由に起案、ただし、独自提案にかかる内容を見積書に記載すること)

- (6) 企画提案書の留意事項
- (ア) 提出は1参加者につき1提案とする。
 - (イ) 提出書類の順にインデックスをつけ、A4サイズ縦ファイルに綴じ、A3サイズの資料がある場合は折り込んでA4サイズにすること。
 - (ウ) 資料はカラー、白黒は問わない。
 - (エ) 企画提案書には業務名「令和8年度 佐久市特定健診受診率向上支援業務」及び参加者名を記載すること。
 - (オ) 企画提案書は正本1部（代表者印押印のもの）、副本1部（参加者の名称及びそれを推測できるものの記載は行わないこととし、契約書の写し等でこれを消すことができない場合は、該当箇所には黒塗り等して対応すること）とする。
- (7) 企画提案書の取り扱い
- (ア) 提出された企画提案書類は、佐久市の了解なく公表及び使用できないものとする。
 - (イ) 提出された企画提案書類は、返却しないものとする。
 - (ウ) 提出書類は、審査に必要な範囲において佐久市が複製できるものとする。
 - (エ) 提出された企画提案書類に係る著作権は、応募者に帰属する。ただし、最優秀提案者の企画提案書等の使用権は佐久市に帰属するものとする。佐久市が企画提案の報告等のために必要な場合は、企画提案書の内容を無償および無許可で使用できるものとする。
 - (オ) 企画提案書の提出後、佐久市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
 - (カ) 佐久市から提供された文書は、佐久市の了解なく公表又は使用できないものとする。
- (8) 佐久市物品購入等入札(見積)参加登録者名簿(以下、名簿)に登録されていない者は、以下の書類を同期限までに1部併せて提出すること。なお、証明書、登記簿謄本等は3か月以内に発行されたものとする(写し可)。
- 【本市の名簿に登録されていない者の追加申請書類】
- ア 物品購入等入札(見積)参加願【追加申請様式1】
 - イ 誓約書【追加申請様式2】
 - ウ 経歴及び営業概要書【追加申請様式3】
 - エ 佐久市税の納税証明書(本市に納税義務がある場合のみ)
 - オ 消費税及び地方消費税の納税証明書
 - カ 印鑑証明書
 - キ 商業登記簿謄本(個人の場合は身分証明書)
 - ク 申請の直近1年間の財務諸表
 - ケ 委任状(支店、営業所等に代理委任する場合)【追加申請様式4】
 - コ 営業(業務)実績書(直近5年間の主な実績)【追加申請様式5】

7 辞退

本プロポーザルへの参加表明後、参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年5月11日(月)17時15分まで【必着】
- (2) 提出書類 辞退届(様式8)
- (3) 提出方法 事務局への持参又は郵送によるもの(提出期間内必着)
- (4) 提出先 長野県佐久市中込3056番地
佐久市役所 市民健康部 国保医療課

8 参加資格審査

- (1) 審査日時 令和8年5月12日(火) (予定)
- (2) 審査結果の通知 令和8年5月15日(金) (予定)
全参加者へ審査結果を通知する他、プレゼンテーション審査への参加を依頼する。

9 プレゼンテーション審査

- (1) 審査日時 令和8年5月21日(木)
- (2) 審査場所 佐久市役所 703会議室
- (3) 審査基準 審査基準はプロポーザル審査委員会が定める
- (4) プレゼンテーションの方法
企画提案書の内容に基づき、非公開でプレゼンテーションを実施する。
1者につき準備時間5分、プレゼンテーション15分以内、質疑応答10分以内、撤収5分の計35分とする。
- (5) 出席者 1者につき3名までとし、本業務の責任者となる者は必ず出席すること。
- (6) 審査方法
 - (ア) 実施順は、参加表明・企画提案者の受付順とする。
 - (イ) 選考結果は、全ての参加者に通知する。
 - (ウ) 審査委員が別紙「審査基準書」に基づき、審査・採点する。
 - (エ) 参加者が1者になった場合でも評価を行う。
 - (オ) 審査委員の審査評価点数の合計が最も高い参加者を受託候補者とする。
ただし、審査評価点数の合計が同数の場合は、審査基準表の「実施方法」のうち、「対象者の抽出方法」及び「デザイン案」の審査評価点の合計が最も高い参加者を候補者として特定する。なお、この審査評価点も同数の場合は、参考見積額の低い参加者を受託候補者とする。
 - (カ) 配点の合計値の6割(60点)を最低基準点とし、各審査委員の採点の合計の平均が最低基準点に満たない参加者は、選定の対象としない。
- (7) 留意事項
 - (ア) 当日に出席者の確認を行うため、所属会社を確認できるものを用意すること。
 - (イ) プレゼンテーションは、提出した企画提案書等を基に行うものとし、追加提案及び追加提案に関する資料の配付は認めない。ただし、提出した企画提案書の提案の範囲内でのパソコン、ディスプレイモニター等を使用した説明は可とする。
 - (ウ) プレゼンテーションに必要なPC機材等は、参加者で用意すること。
ただし、ディスプレイモニター(65型 MAXHUB (WEBカメラ・マイクスピーカー内蔵)、及びHDMI端子は市で用意する。
 - (エ) プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。また、参加者の名称及びそれを推測できるものが写らない様にする。
- (8) 審査結果の通知及び公表
令和8年5月26日(火)にプレゼンテーション審査へ参加した全ての参加者に審査結果を通知するとともに、後日佐久市ホームページで公表する。

10 契約の締結等

- (1) 受託候補者とは、随意契約による方法で契約する。
- (2) 受託候補者との契約が合意に達しない場合又は失格事項若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、次順位以下となった参加者のうち順位が上位であった者から順に交渉を行うこととし、(1)と同様の方法により契約する。

1 1 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格を有しない場合又は提出書類等の記載内容に虚偽があった場合
- (2) 実施要領、仕様書に定める事項に適合しない場合
- (3) 提出書類に不備、錯誤があり、事務局が再提出を求めたにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (4) プレゼンテーションに出席しなかった場合
- (5) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (6) 公正を欠いた行為があったとして審査委員会が認めた場合

1 2 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 採用された企画提案書等の著作権は提案者に帰するものとし、第三者の著作権の使用の責は、使用した提案者に全て帰するものとする。
- (5) 企画提案書等のため作成した資料や本市から受領した資料は、本市の許可なく公表又は使用することはできない。
- (6) 提出された企画提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (7) 提出された企画提案書等は、佐久市情報公開条例（平成17年佐久市条例第15号）に基づき、公開することがある。
- (8) 本プロポーザルは、優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (9) 本手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (10) この実施要領に定めのない事項については、審査委員会において決定するものとし、本業務の契約の内容に関しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）等、関係法令等の定めるところによる。
- (11) 本プロポーザルに必要な書類等は、佐久市ホームページよりダウンロードすること。

1 3 問い合わせ先

〒385-8501

佐久市中込3056番地

佐久市役所 市民健康部 国保医療課 担当：宮下

TEL：0267-62-3164

FAX：0267-64-1157

Mail:kokuhairy@city.saku.nagano.jp

【別紙】

令和8年度 佐久市特定健診受診率向上支援業務
公募型プロポーザル 審査基準書

分類		評価基準	配点
実施体制	組織概要	事業者の概要は、委託業者として信頼性の高い業務実施が可能か。	5
	実施体制及び人員体制	事業者の実施体制及び人員体制は、委託業者として確実に業務を実施できるか。	5
	個人情報保護体制	個人情報の取り扱いに関する管理体制、情報セキュリティ対策、法令遵守体制は整っているか。	10
業務実績	業務実績	特定健診受診勧奨事業におけるこれまでの実績から、高い業務遂行能力が期待できるか。 ※他の地方公共団体等の公的機関から受注した業務の実績件数（様式5）で評価する。	10
実施方法	対象者の抽出方法	対象者の選定及び抽出方法は、受診率向上に期待できるか。	10
	デザイン案	通知の仮デザインまたは過去の類似実績におけるデザイン案は受診率向上に期待できるか。	10
	実施スケジュール	提示されたスケジュールの期間は、無理なく業務が遂行できる工程か。	10
	市との役割及び実施支援体制	市との役割分担及び業務支援体制は、業務内容を明確に整理した上で、佐久市の業務負担軽減に期待ができるか。	10
	受診勧奨の効果検証	受診勧奨の効果検証（通知後の受診行動や反応状況）は翌年度以降の改善につながる分析が期待できそうか。	10
	独自提案	独自提案は佐久市の実施体制やこれまでに実施した勧奨策を踏まえた上で、工夫された独自の提案になっているか。	15
見積金額	見積金額	市が示した事業費限度額をどの程度下回っているか。	5
		合計点	100点

※配点の合計値の6割（60点）を最低基準点とし、各審査委員の採点の合計の平均が最低基準点に満たない参加者は、選定の対象としない。

令和8年度 佐久市特定健診受診率向上支援業務 公募型プロポーザル実施要領 仕様書

1 業務名

令和8年度 佐久市特定健診受診率向上支援業務

2 目的

佐久市（以下「甲」という）では、国民健康保険被保険者の健康の保持・増進及び医療費の適正化のため特定健康診査を実施している。本業務は、特定健康診査の受診率向上を図るために、データ分析（受診候補者の各種属性情報をもとに受診対象判定向けスコアリング分析）を行い未受診者に向けた効率的・効果的な施策を立案することを目的とする。

3 業務体制

受託者（以下「乙」という）は、本業務を円滑かつ確実に実施するため、業務全体を統括する責任者及び担当者を配置するとともに、必要な知識・経験を有する担当者を適切に配置し、十分な業務体制を整えること。また、市との連絡調整を適切に行い、業務の進捗管理および課題への対応ができる体制を構築すること。

4 関係データの提供

- (1) 甲は委託業務に使用するため、健診結果データ等（別紙1-1「甲が乙に提供するデータ等」）を乙に提供する。
- (2) データの提供に当たっては、原則として、甲から乙へ LGWAN を通じて提供するものとする。
- (3) (2) の運用ができない場合は、乙が指定する追跡可能な配送サービス（レターパックプラス、書留、特定記録郵便、ゆうパック等）又はセキュリティの担保されたファイル共有サービスの利用により甲乙間でデータの授受を行う。
- (4) (2) (3) とともに運用ができない場合は、甲乙協議の上、個別に提供方法を定める。

5 委託する業務の内容

(1) データ分析業務

乙は前項により甲が提供するデータ等について、乙が独自に開発した人工知能を用いて、効率的・効果的な受診勧奨を実現するためのデータ分析業務を行う。

1 データ分析を可能にするためのデータ加工業務

甲から提供される各データファイルを統合し、可能な限り欠損している値に関してはそれを埋める等、データ分析が可能になる状態にデータを加工する作業を行う。

2 受診勧奨すべき対象者の特定業務

データ分析により、健診対象者毎の健診受診の予測値（受診確率）を算出する等し、受診勧奨すべき対象者を特定する。

- 3 受診勧奨対象者の健康意識等の特定業務
受領データを（個人情報をもマスク等で加工したもの。別紙1-1にある特定健診関連情報データ等でレイアウトを明示したもの）分析した上で、対象者の特徴別に5つ以上のグループに分類する。
- 4 受診勧奨対象者の決定業務
健診対象者の健診受診の予測値（受診確率）及び健康意識等による個別特徴を加味し、通知勧奨の対象人数に合わせて、（ア）受診勧奨すべき対象者を特定し、（イ）その対象者が属するグループに適した受診勧奨メッセージを作成する。これに対する甲の合意をもって、受診勧奨対象者を最終決定する。

（2）通知による受診勧奨業務

乙は（1）に定めるデータ分析の結果を基に、次のとおり受診勧奨を実施する。

- 1 対象者
甲が対象として合意した者
- 2 通知物の内容
勧奨対象者の特性に合わせた個別具体的なデザイン・メッセージとする。
- 3 通知物の印刷
甲が提供する情報を基に送付対象者の郵便番号、住所、宛名を記載した通知物を圧着形式のはがき、リーフレット、単板はがき又は封書の形式で印刷する。
- 4 通知物の宛名印字
宛名印字に関しては甲の意向により漢字又はカナ印字にて行う。乙の指定する形式の外字ファイルを提供できる場合、外字への変換を対応する。漢字印字を行う際、外字対応ができない場合は原則カナ印字で発送対応を行う。この際、転居情報等は、甲が提供する情報に全て反映されているものとする。
- 5 通知物の校正
通知物の印刷内容に関して、甲に事前に校正の確認を行う。乙は、甲の要望による修正を実施するが、その回数は最大3回とする。
- 6 受診勧奨対象者の最終決定
既健診受診者等の除外対象者となる情報を基に、最終的な勧奨対象者を決定し、通知物の発送を行う。除外対象者の情報は、原則、発送日の約2週間前までに甲が乙へ提供する。
- 7 サンプル納品
通知物発送後速やかに、甲に対し各10部のサンプルを納品する。
甲が追加でサンプルを必要とする場合は、乙が別途有償で提供するものとする。その際は通知物の印字発送の料金から郵送料を抜いた料金とする。
- 8 各発送の詳細について

1 回目、3 回目の発送は 1 回分の発送を 2 分割し別日にて発送をする。
2 回目発送は通院者の分析を実施し、情報提供が可能な対象者を絞り情報提供の勧奨を行うものとする。
各発送回の詳細を以下に記載する。

【第 1 回目発送】

(1) レイアウト

受託事業者は、市の意向、要望等を聴取の上、発送対象者をセグメント分けし、セグメント毎にレイアウト案を作成し、市に提示(実際の提示は、契約締結後)する。レイアウト作成に当たっては、以下の点に注意すること。

- 1 受託者は、デザイン及びレイアウトの企画において、ユニバーサルデザイン及びカラーマネジメントの理解をもって作成すること。また、市民の目に留まりやすいよう配慮や工夫を行うこと。
- 2 原案は、市による校正を 2 回以上受けること。
- 3 本原案は、市の承諾をもって完成とすること。校正を最低 2 回行った上印刷、宛名印字及び必要があれば圧着加工等を施す。完成した勧奨通知は検査終了後、郵便局への局出しを行う。

(2) 対象者及び発注部数

年度当初に市が健康診査受診券を一斉発送した 40 歳以上 74 歳以下の佐久市国民健康保険加入者のうち、可能な範囲で当該年度の 6 月から 8 月の受診者を除いた未受診者を母数とし、実際の送付対象者の決定は提案による。

発送通数:最大 11,000 件を想定

- 1 市から提供できるデータは、(別紙 1-1)甲が乙に提供するデータ等とおり。
- 2 納期は令和 8 年 9 月初旬予定

【第 2 回目発送】

(1) 受託事業者は、市の意向、要望等を聴取の上、レイアウト作成に当たっては、1 回目と同様、以下の点に注意すること。

- 1 受託者は、デザイン及びレイアウトの企画において、ユニバーサルデザイン及びカラーマネジメントの理解をもって作成すること。また、市民の目に留まりやすいよう配慮や工夫を行うこと。
- 2 原案は、市による校正を 2 回以上受けること。
- 3 本原案は、市の承諾をもって完成とすること。

(2) 対象者及び発注部数

年度当初に市が健康診査受診券を一斉発送した 40 歳以上 74 歳以下の佐久市国民健康保険加入者のうち、通院状況の分析から、情報提供が可能な対象者で可能な範囲で当該年度の 6 月から 9 月の受診者を除いた未受診者を母数とし、実際の送付対象者の決定は提案による。

発送通数:最大 500 件を想定

- 1 市から提供できるデータは、(別紙1-1)甲が乙に提供するデータ等のとおり。
- 2 納期は令和8年10月下旬予定

【 第3回目発送 】

(1) 受託事業者は、市の意向、要望等を聴取の上、レイアウト作成に当たっては、1回目と同様、以下の点に注意すること。

- 1 受託者は、デザイン及びレイアウトの企画において、ユニバーサルデザイン及びカラーマネジメントの理解をもって作成すること。また、市民の目に留まりやすいよう配慮や工夫を行うこと。
- 2 原案は、市による校正を2回以上受けること。
- 3 本原案は、市の承諾をもって完成とすること。

(2) 対象者及び発注部数

年度当初に市が健康診査受診券を一斉発送した40歳以上74歳以下の佐久市国民健康保険加入者のうち、通院状況の分析から、情報提供が可能な対象者で可能な範囲で当該年度の6月から12月の受診者を除いた未受診者を母数とし、実際の送付対象者の決定は提案による。

発送通数:最大10,000件を想定

- 1 市から提供できるデータは、(別紙1-1)甲が乙に提供するデータ等のとおり。
- 2 納期は令和8年12月初旬予定

(3) その他の勸奨業務

(1) (2) 以外の勸奨業務は以下のとおりとする。

- 1 通院中未受診者分析業務
別紙1-2に定めるとおりとする。
- 2 AIを活用した自治体用勸奨用リストの作成
AIを活用し、発送対象者ごとの受診確率や反応確率から受診勸奨優先度を分析・算出のうえ、優先順位リストを作成する。項目として(①ID、②被保険者証番号③漢字指名、④カナ氏名、⑤性別、⑥年齢、⑦優先順位付け番号、⑧郵便番号、⑨住所、⑩送付した資材のデザイン種類)
- 3 SNS等を活用した勸奨方法について。

(4) 効果検証

委託期間が終了するまでに、委託期間中の最新の受診結果データに基づく、受診勸奨事業実施による受診率の変化等(全体受診率・過去健診経験者受診率・過去健診未経験者受診率を年間及び月別の集計を含む。)の統計情報等を作成の上効果検証を実施し、その結果を甲に対し報告を行う。

効果検証などを基に、次年度以降に実施すべき受診勸奨業務に有効と考えられる施策について、甲に提案を行う。

(5) 支援業務

乙は、本業務の円滑な実施に資する範囲において、甲が行うデータ抽出作業や補助金申請等に関し、必要に応じて技術的・助言的な支援を行うことができるものとする。なお、当該支援の実施内容や範囲については、甲と乙との協議により定めるものとする。

6 受託者の責務

本業務の遂行にあたり、甲と緊密に連絡をとりながら、良質なサービスを継続して提供していくべきことを十分に認識し、次の事項に留意して受託業務を円滑に処理するよう、万全を期すこと。

(1) 信用失墜行為の禁止

信用を失墜する行為をしないこと。

(2) 秘密の厳守

業務上知り得た情報を第三者に漏洩しないこと。また、契約の解除後及び契約期間終了後も同様とすること。

(3) 個人情報の保護

「佐久市情報セキュリティポリシー」に基づき、作業等を実施すること。また、個人情報の取り扱いにあたっては、個人情報保護法及び本業務委託の契約書別紙、「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(4) 再委託

乙は甲に対して書面による許可申請を行うこと。

(5) 法令等の遵守

乙は、本業務の実施にあたり、関係する法令、国・県の指針及び甲の定める規程等を遵守しなければならない。

(6) 業務内容の適正な履行

乙は、本業務を善良なる管理者の注意をもって、誠実かつ確実に履行しなければならない。

(7) 事故・問題発生時の報告義務

乙は、本業務の遂行にあたり、事故、トラブル又は業務の継続に支障をきたすおそれのある事態が生じた場合は、速やかに甲へ報告し、指示を受けるものとする。

(8) 業務内容の報告・説明責任

乙は、甲から求めがあった場合、本業務の実施状況や成果等について、資料の提出又は説明を行うものとする。

(9) 権利義務の譲渡禁止

乙は、本業務に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

7 特記事項

業務仕様書に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定める。

別紙 1-1

甲が乙に提供するデータ等

甲は、別紙 1「業務仕様書」の定めに従い、実施する事業に応じて以下のデータを乙に提供する。なお、任意で実施する事業ごとに必要なデータの種類・抽出期間については、該当事業の仕様書を参照すること。

1 委託業務の開始に当たって提供するもの

(1) 特定健診関連情報データ

(ア) 特定健診・特定保健指導受診歴データ

- ・ FKAC165／ファイル形式：CSV 過去 4 年度分（前年度分を含まない）
- ・ FKAC167／ファイル形式：CSV 過去 5 年度分（前年度分を含む）

(イ) 特定健診対象者データ

各年度の当初時点(4 月 1 日)で、その年度内の健診対象全員のデータを含むもの。

- ・ FKAC161 又は FKAC173 など／ファイル形式：CSV 当年度を含む 3 年度分

※上記が抽出できない場合、もしくは上記が実際の勧奨対象者と乖離がある

場合、甲乙要相談した上で、提供することとする（ファイル形式：Excel、CSV）

(2) 被保険者情報データ（必須）

被保険者管理台帳（KDB 帳票 p26_006）／ファイル形式：CSV

(3) 印刷・発送関連データ（必須）

(ア) 宛名印字用データ

- ・ 宛名データ／ファイル形式：Excel, CSV

※文字コードは原則 Shift-JIS、もしくは UTF-8 とし、フォントは MS 明朝とする。

※個人識別番号（1. (1) の必須データに含まれる番号と同一のもの）、郵便番号、住所、住所方書、漢字氏名、カタカナ氏名が含まれること。

(イ) 外字ファイル／ファイル形式：TTE, EUF

(ウ) 宛名印字箇所レイアウト／ファイル形式：Excel

※宛名データのうち印字に使用する箇所を、乙の定める様式に従い提供するものとする。

(4) 資材作成用データ（必須）

(ア) 健診情報管理データ／ファイル形式：Excel

※資材に印字する健診情報について乙の定める様式に従い提供するものとする。

(イ) 市町村章データ／ファイル形式：JPEG

※印刷に耐えうる解像度とする。

- 2 通知物の発送の都度提供するもの
送付対象者リスト作成用データ（必須）
 - ・除外データ／ファイル形式：Excel, CSV
 - ※送付対象から除外対象者について、送付の都度乙の定める様式に従い提供するものとする。
- 3 期末報告前に提供するもの
報告書作成用データ（必須）
 - ・受診結果データ／ファイル形式：Excel, CSV 当年度を含む3年度分
 - ※受診者の個人番号、受診年月日（8ケタ）、受診区分フラグの3列を含むものとする。
- 4 その他
その他業務実施の上で必要なデータ
業務を実施する上で、本紙に定めのないデータが必要になった場合、甲、乙にて協議の上、提供する。

通院中未受診者分析業務仕様書

1 甲が行う業務

(1) 関係データ等の提供

委託業務に使用するため、下記のデータを乙に提供する。

- ・ 医科レセプト (21_RECDEINFO_MED.CSV) /ファイル形式: CSV※
- ・ 特定健診結果等情報作成抽出 (受診券情報) ファイル_FKAC161 又は特定健診結果等情報作成抽出 (受診券情報) ファイル (セット券) FKAC173
- ・ 被保険者管理台帳 (KDB 帳票 p26_006) /ファイル形式: CSV

※上記データの提供が不可の場合は下記のデータを乙に提供する。

- ・ 国保データベース (KDB) 突合データ /ファイル形式: CSV
(KDB 被保険者台帳、医療レセプト管理、医療傷病名、医療摘要)
- ・ 医療機関コード及び対象医療機関名リスト /ファイル形式: 不問

(2) 各データの抽出期間

各データの抽出期間は以下に定める通りとする。

- ・ データ提供時点で最新の審査月から過去1年分
- ・ 過去1年度分
- ・ 提供時に最新のもの

2 乙が行う業務

(1) データ分析及びリスト作成業務

- (1) 1の各種データのほか、本契約に基づき甲から提供を受けたデータを活用し、当年度の特定健康診査の対象であり、かつ医科のレセプト電算コード情報がある患者を把握することを目的として、特定健診を実施する医療機関ごとにリストを作成する。
- (2) 1の各種データのほか、本契約に基づき甲から提供を受けたデータを活用し、当年度の特定健康診査の対象であり、当年度の特定健康診査の結果データとして活用しうる診療情報を有する治療中の患者を把握することを目的として、以下の「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き (第4.2版)」の定める「基本的な健診の項目」及び、「オ その他項目」に定める項目に該当する以下の診療行為コードを有する対象者を抽出し、リストを作成する。

I 肝機能検査

- ・ アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ (AST (GOT))
- ・ アラニンアミノトランスフェラーゼ (ALT (GPT))
- ・ ガンマグルタミルトランスフェラーゼ (γ -GT)

II 血中脂質検査

- ・空腹時中性脂肪（血清トリグリセライド）の量、やむを得ない場合は
随時中性脂肪の量
- ・高比重リポ蛋白コレステロール（HDL コレステロール）の量
- ・低比重リポ蛋白コレステロール（LDL コレステロール）の量

Ⅲ 血糖検査

- ・空腹時血糖又はヘモグロビン A1c（HbA1c）、やむを得ない場合は
随時血糖

Ⅳ 尿検査

- ・尿中の糖及び蛋白の有無

Ⅴ その他検査項目

- ・血清尿酸検査
- ・血清クレアチニン検査
- ・アルブミン検査
- ・貧血検査
- ・心電図検査
- ・外来診療フラグ
- ・生活習慣病管理料フラグ
- ・糖尿病傷病名フラグ
- ・高血圧傷病名フラグ
- ・脂質異常症傷病名フラグ

（2）報告及びその他業務

2（1）に定めるデータ分析及びリスト作成業務の結果について、甲に対し報告する。また、成果物として、2（1）の分析データ（CSV もしくは Excel 形式）を納品する。

3 契約締結後のスケジュール

甲乙協議の上、決定する。

令和8年度 佐久市特定健診受診率向上支援業務 審査基準書

分類	項目	評価基準	配点
実施体制	組織概要	事業者の概要は、委託業者として信頼性の高い業務実施が可能か。	5
	実施体制 及び人員体制	事業者の実施体制及び人員体制は、委託業者として確実に業務を実施できるか。	5
	個人情報保護体制	個人情報の取り扱いに関する管理体制、情報セキュリティ対策、法令遵守体制は整っているか。	10
業務実績	業務実績	特定健診受診勧奨事業におけるこれまでの実績から、高い業務遂行能力が期待できるか。 ※他の地方公共団体等の公的機関から受注した業務の実績件数（様式5）で評価する。	10
実施方法	対象者の抽出方法	対象者の選定及び抽出方法は、受診率向上に期待できるか。	10
	デザイン案	通知の仮デザインまたは過去の類似実績におけるデザイン案は受診率向上に期待できるか。	10
	実施スケジュール	提示されたスケジュールの期間は、無理なく業務が遂行できる工程か。	10
	市との役割及び実施支援体制	市との役割分担及び業務支援体制は、業務内容を明確に整理した上で、佐久市の業務負担軽減に期待ができるか。	10
	受診勧奨の効果検証	受診勧奨の効果検証（通知後の受診行動や反応状況）は翌年度以降の改善につながる分析が期待できそうか。	10
	独自提案	独自提案は佐久市の実施体制やこれまでに実施した勧奨策を踏まえた上で、工夫された独自の提案になっているか。	15
見積金額	見積金額	市が示した事業費限度額をどの程度下回っているか。	5
合計点			100点

令和8年度 佐久市度特定健診受診率向上支援業務 審査委員会 設置要領

(設置)

第1条 特定健診受診率向上支援業務（以下「本業務」という。）について、事業の円滑な推進を図り公正かつ適正な審査及び評価を行うため、特定健診受診率向上支援業務審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審査事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) プロポーザル実施要領の承認に関すること。
- (2) 企画提案等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、をもって充て、副委員長は、をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職員で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、この要領の施行の日から企画提案の審査終了の日までとする。

(委員長等)

第5条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料等の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民健康部国保医療課が行う。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行し、本業務の契約締結の日をもって廃止する。

様式1

令和 年 月 日

質 問 書

(宛先) 佐久市長
(メール送信時の件名を「プロポーザル質問(事業者名)」とすること。)

住所
商号または名称
代表者名

令和8年度 佐久市特定健診受診率向上支援業務の提案募集に関し、下記のとおり質問がありますので提出します。

番号	質問の場所	内容
例	仕様書〇ページ	〇〇〇……………。
1		
2		
3		

- ※1 質問は、簡潔に取りまとめて記載すること。
- ※2 メールを送信した後に、事務局まで送信した旨の電話をすること。
事務局電話番号：0267-62-3164

【事務担当者】

担当者氏名		
連絡先	TEL	FAX
電子メールアドレス		

様式 2

令和 年 月 日

(宛先)
佐久市長

住所
商号又は名称
代表者名

印

プロポーザル参加表明書

次の件について、プロポーザルへの参加を申請します。

件名：令和8年度 佐久市特定健診受診率向上支援業務

1 添付書類

- (1) 誓約書 (様式3)
- (2) 組織概要 (様式4)
- (3) 実績報告書 (様式5)

【事務担当者】

担当者氏名		
連絡先	TEL	FAX
電子メールアドレス		

誓 約 書

令和 年 月 日

(宛先) 佐久市長

住所

商号又は名称

代表者名

印

件名 令和8年度 佐久市特定健診受診率向上支援業務

- 1 件名の審査に対し、談合等の公正を害するような行為をしないことを誓約します。
- 2 審査終了後において、談合等の疑いが生じたときは、市のとる措置に従い、一切の異議を申し立てないことを誓約します。
- 3 件名のプロポーザルの参加資格を全て満たしていることを誓約します。

会社概要書

1 申請者等

本 社 情 報	(フリガナ)			
	名称			
	所在地	〒		
	設立年月日		資本金	
			従業員数	
	電話番号		ホームページ	
	FAX 番号		メールアドレス	
(フリガナ)				
代表者職氏名				
担 当 者 情 報	(フリガナ)			
	支店・営業所名			
	所在地	〒		
	電話番号			
	FAX 番号		メールアドレス	
	(フリガナ)			
	担当者職氏名			

2 業務内容

--

※必要に応じてパンフレット等を添付すること

様式 5

実績報告書

令和 年 月 日

(宛先) 佐久市長

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

下記のとおり、過去5カ年度（令和2年度～令和6年度）に佐久市と同等以上の業務量規模（※）の自治体の特定健診受診率向上支援業務において、下記の実績があることを報告します。

自治体名	人口規模 (万人)	被保険者 数 (人)	介入年度 (年)	介入前 受診率 (%)	介入初年度 受診率 (%)	介入初年 度実績 (%)

※佐久市同等人口（9万人）規模以上で、特定健診受診勧奨の実績があるものを最大で8件記入すること。

様式 6

企画提案書等提出届

令和 年 月 日

(宛先)
佐久市長

所在地
名称
代表者職名 氏名

㊟

企画提案書 (表紙)

次の件について、企画提案書を提出します。

件名： 令和8年度 佐久市特定健診受診率向上支援業務

担当者連絡先
所属
役職氏名
電話番号
FAX番号
電子メール

参 考 見 積 書

令和 年 月 日

(宛先) 佐久市長

住所 (所在地)
名称
代表者名 ㊟

次のとおり見積りします。

¥ _____ 円

(消費税及び地方消費税を含む。)

業務名：令和8年度 佐久市特定健診受診率向上支援業務

※ 見積金額に対する作業項目、項目別金額を記載した内訳書もあわせて提出すること。
内訳書の書式は問わない。

辞退届

令和 年 月 日

(宛先)
佐久市長

所在地
名称
代表者職名 氏名

印

令和8年度 佐久市特定健診受診率向上支援業務の公募型プロポーザルについて、参加を
辞退します。

受付年月日	登録番号
-------	------

公募型プロポーザル 参加願

年 月 日

(申請先) 佐 久 市 長

(フリガナ)

申 請 者 商号又は名称
〒

(本 社) 住 所

代表者の職氏名

実印

電 話 () —

FAX () —

E-mail :

(フリガナ)

委 任 先 商号又は名称
〒

住 所

代表者の職氏名

電 話 () —

FAX () —

E-mail :

佐久市が発注する「令和8年度 佐久市特定健診受診率向上支援業務」に参加したく、下記の書類を添えて申請します。

なお、この参加願及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 添付書類 別添のとおり

誓 約 書

令和 年 月 日

(申請先) 佐 久 市 長

(本 社)

住 所

商号又は名称

代表者の職氏名

実印

下記の第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

なお、下記の第2項各号の一に該当した場合は、取引の停止又はその他の措置を受けても異議はありません。

記

第1項

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権の確定しない者
- (3) 佐久市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者
- (4) 第2項の各号の一に該当する行為をし、2年を経過しない者

第2項

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をしたとき。
- (2) 入札(見積)等において、その公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結し、又は契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 契約について、地方自治法に規定する監督又は検査を実施する職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。
- (7) 前各号の一に該当する行為があった者を代理人、支配人又は入札代理人として、使用するとき。

経歴及び営業概要書

(本 社)

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表の職氏名

実印

下記のとおり相違ありません。

1 創業年月日 年 月 日

2 創業経過年数 年

3 従業員数（全従業員数のうち申請する営業所等の人数）

役 員	事務職員	技術職員	営業職員	工 員	その他	パート	合 計
()	()	()	()	()	()	()	()
人	人	人	人	人	人	人	人

4 資本金（元入金） 千円

5 最近2カ年の営業実績（売上額）

① 年度 千円

② 年度 千円

6 営業上の許可・認可等

名 称	許可・認可番号	許可・認可年月日

(注) 法令等の規定により営業上の許可・認可が必要な場合に記入してください。

記入した許可・認可等の証明書の写しを添付してください。

7 取引金融機関名称及び口座番号・口座名義

	①	②
金融機関名		
口座番号		
口座名義		

※様式変更不可

佐久市各種料金の納付状況報告書

(税以外の納付すべき料金等)

(提出先) 佐 久 市 長

佐久市に納付すべき各種料金（上下水道料金、介護保険料等）について、
未納の料金はありません。

また、必要において調査されても異議はありません。

令和 年 月 日

(本 社)

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

実印

注) 佐久市に納付すべき税以外の各種料金がある場合のみ提出すること。

※様式変更不可

委 任 状

令和 年 月 日

(申請先) 佐 久 市 長

委 任 者

住所(所在地) 〒

商号又は名称

代表者職氏名

実印

私は下記の者を代理人と定め、令和 年 月 日から次期の定期審査までの間、佐久市との間に行う下記の権限を委任します。

委 任 先 (受 任 者)

住所(所在地) 〒

商号又は名称

職 氏 名

印

電 話 (- -)

F A X (- -)

E-mail :

記

1 委 任 事 項

- (1) 入札及び見積に関する事。
- (2) 契約の締結に関する事。
- (3) 契約の履行に関する事。
- (4) 代金の請求及び受領に関する事。
- (5) 復代理人の選任に関する事。

※様式変更不可

